

猿田正機著

『日本の労使関係と「福祉国家」

——労務管理と労働政策を中心として——』

(税務経理協会、2013年、A5判、572頁、定価6,200円＋税)

浅生 卯一

(愛知東邦大学)

本書は、著者が1986年に上梓した『戦後日本における労務管理と労働政策』（中京大学商学研究叢書、以下「前著」と略す）を「土台としつつも、その後に発表した諸論稿を加え、それらを大幅に加筆・修正し、さらに最近の情勢の変化や研究の進展を参考にし『書き下ろし』部分を追加したもの」（ii頁）とされている。それゆえ、最初に、本書の構成と加筆・修正された章および「書き下ろし」部分を、下記に示しておこう。なお、引用文中の〔 〕内は評者による補足、……は省略部分である。

はじめに

序章（前著の第1編第1章～第3章および第2編序章を大幅修正）

第1章 戦後民主変革期における労務管理・労働政策——戦前型日本的労務管理の解体と労働政策の民主化——（前著の第1章～第3章を大幅加筆・修正）

第2章 高度経済成長期における労務管理・労働政策——能力主義管理の確立——（前著の第4章を大幅加筆・修正）

第3章 低経済成長期における労務管理・労働政策（前著の第5章を大幅加筆・修正）

第4章 長期経済不況と労務管理・労働政策（第1節を書き下ろし、第2節は2009年の論文の再録）

第5章 日本における「福祉国家」と労使関係（書き下ろし）

第6章 企業規模別賃金格差と労働者の分断・差別（2000年の論文に後半部分を加筆）

第7章 社会民主主義型福祉国家・社会と日本の労働運動——スウェーデンを 素材として——（2006年の論文の再録）

結びにかえて

上記の8つの章のうち、第2章に補章1と補章2、第3章に補章3～補章6、第4章に補章7がついており、いずれも1981年から2011年にかけて著者が発表した論文である。これらの補章を含め全体で15章からなる本書について、各章の概要を紹介することは、紙数の制約と評者の力不足から、割愛する。ここでは、本書の題名である『日本的労使関係と「福祉国家」』に関心をすえて、著者の主張の要点と評者の意見を述べよう。

日本的労使関係と福祉国家の関係について、本書の中で正面から議論されているのは、主に第5章と第7章である。これらの章を中心とした本書の主張の大筋は、(1) 現代日本社会が深刻な諸問題をかかえていること、(2) それらの諸問題の多くを解決するためには、目指すべき日本社会の構想を明確にすること、(3) その構想を実現する主体をいかに形成するか、として整理できる。以下、この3点の概要を紹介しよう。

1. 現代日本社会の現状認識

著者によれば、現代日本社会において、「終身雇用や年功賃金さらには企業内教育訓練・企業福祉など、いわゆる『日本的経営』を支えてきた支柱が、全体としては大きく揺らいで」（406頁）おり、「1,000兆円の借金、大地震・大津波からの復興や原発事故の処理のみならず少子高齢化への対応、若者の就職難、ワーキングプアや過労死・自殺」（554頁）などの問題が山積していること、これらの問題（矛盾・困難）の多くは、戦後日本が「対米従属の下で、官僚・経営者主導の保守的な『企業中心社会』」（408頁）を築いた結果であること、そして、この企業中心社会（企業社会）をもたらした主要因の一つが、日本的労使関係（「経営従属的な労使関係」、言い換えれば、「労働組合運動の弱さ」）であるとされる（345頁）。

では、なにゆえ、日本の労働組合運動が弱いのか（日本の労働運動が前進しな

いのか」と問いかけて、その「もっとも大きな要因は、〔労働組合が〕経営者主導による日本型人事管理の変質に積極的な方針すら出せず、なんら手を打てないこと、さらには、非正規労働者の激増による労働者階級の雇用・生活不安の深刻化という現実と直面しつつも、労働組合が保身のために大胆な賃金・雇用・労働時間改革の提案が出せないことであろう」（443頁）と主張する。引用文中にある「日本型人事管理の変質」や「労働組合の保身」が意味するものについて、引用の前後で著者は言及していないが、本書全体から判断すれば、前者の要点は、能力主義的要素や成果主義的要素の拡大のことであり、後者のそれは、民間大企業に典型的な企業別労働組合の企業主義のことと思われる。

2. 目指すべき日本社会の構想

1で記した諸問題の多くを解決するために、目指すべき日本国家・社会の構想を明確にしなければならないとして、著者は、次のように言う。「マスコミ報道によると、日本国民は必ずしも『福祉国家・社会』を望んではいないような様相を呈しているが、決してそうではない。安心して結婚をし、子どもを生み育て、安心して教育を受け就職をし、安心して老後が送れるような社会を多くの人が望んでいるのではないか」（408頁）、また、「雇用・失業問題で苦勞する者、長時間過密労働で生活を犠牲にする労働者、低賃金で苦勞する労働者や差別賃金で悩まされ続ける労働者など日本中に停滞感が漂うなか、これを突破するには労働者・労働組合の連帯を起爆剤にし、女性や若者を成人男性と同じレベルで処遇し、彼らの活力・創造力を引き出すほかはない」（461頁）、つまり、社会民主主義型（北欧型）福祉国家を実現することが、日本社会で求められていると。

本書は、日本における社会民主主義型（北欧型）福祉国家の全体像を提示するものではないが、スウェーデンに関する調査・研究から著者が学んだこととして、以下の点を強調する。①徹底した環境保護、②非同盟・中立による安全保障、③積極的な移民（外国人）の受け入れ、④国民全体を視野に入れた普遍主義的な社会保障・福祉・教育政策、⑤問題発見型・個性重視の教育、⑥同一価値労働同一賃金（産業別・職種別の職務給・職種給）と連帯賃金制、産業別労使交渉（438頁、515～525頁）。

3. 構想実現の主体

では、日本で社会民主主義型（北欧型）福祉国家を実現する主体は何か。著者はスウェーデンの経験をふまえて、次のように主張する。「日本の最近の『福祉国家』の議論をみていると、政党や労働運動の位置づけが弱すぎる……北欧などに学ぼうとしても肝心の労働運動が弱体で、しかも左派中道政党がバラバラでは右翼のなすがままになってしまうし、現にそうになっている。北欧などで福祉国家を築いてきた労働運動なり左派中道政治を、何らかの形で日本でも構築する必要がある」（406頁）、具体的には、「〔北欧的に〕衣替えした社民党……を共産党や各種ボランティア団体などが支え、民主党の一部との連合をも目指す。その際、全労連や連合・全協〔全労協〕などの労働運動は政党から独立した団体として『社民的福祉国家』建設の一翼を担う」（542頁）のであると。

本書が力説する上記の主張について、若干の意見を述べよう。第一に、日本社会の現状認識、目指すべき国家・社会の構想、その実現主体に関する本書の主張は、個々の内容で疑問点や評価を留保すべき事柄をいくつか含んでいるが、大筋として、概ね評者も同意できるものである。

第二に、日本が当面目指すべき国家・社会構想は、社会民主主義型（北欧型）福祉国家であること、その実現には、日本の労使関係、したがって、日本型人事管理や労働組合の企業主義を変えなければならないことを強調している点が、本書の特徴である。しかし、評者は、日本の労使関係を、社会民主主義型（北欧型）福祉国家を支えるような労使関係に変えることは、至難であると思う。なぜならば、日本の労働組合の多数派は、日本の労使関係を、著者が言うように大きく変えようとは考えていないからであり、また、著者が注目する「以前とは、まったく違った労働運動」（444頁）や多数派に批判的な労働組合が、近い将来（数十年先までの間に）、多数派となる見通しもないからである。著者も、このことを自覚しているのか、「日本において、労働運動の前進なしに企業社会から福祉社会への転換は可能なのであろうか……市民運動だけでそれは可能なのか、筆者の抱える最大の難問である」（ii頁）と言う。残念ながら、本書において、この「難問」への説得的な答えは示されていないと評者には思われる。